

令和 5 年 5 月 12 日現在

機関番号：32663

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2022

課題番号：18K02120

研究課題名(和文) 刑事司法と精神保健福祉サービスの地域連携モデルに関する研究

研究課題名(英文) Study on a model for community collaboration between criminal justice and mental health services

研究代表者

戸井 宏紀 (Toi, Hiroki)

東洋大学・社会学部・准教授

研究者番号：00780397

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：刑事司法システムに関与した精神障害を抱える人に対しては、刑事司法手続きの各段階において、地域精神保健福祉サービスを有効に活用し、その社会復帰と回復を支えていくことが求められている。本研究では、地域連携のための実践モデルである、米国の(1)地域司法精神保健福祉モデル、および(2)精神保健裁判所モデルを調査対象として比較検討を行った。その結果、第一の連携モデルである地域司法精神保健福祉モデルが、日本における実践にも活用が可能であると捉え、地域における連携実践への適用可能性と課題を、地域福祉の視点から明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

再犯防止推進法のもと再犯防止推進計画では、保健医療・福祉サービスの利用の促進も重要な施策として掲げられる中、刑事司法に関与した精神障害を抱える人の社会復帰を地域福祉の課題として捉え、地域精神保健福祉サービスと刑事司法システムの連携モデルの有効性と可能性を明らかにしていったことに、本研究の学術的・社会的意義があるものと考えられる。

研究成果の概要(英文)：For people with mental illness involved in the criminal justice system, community mental health services must be effectively utilized at each stage of the criminal justice process to support their reintegration and recovery. As such, I conducted a comparative study of two practice models for community collaboration, the (1) Community Justice Mental Health Service Model and (2) Mental Health Court Model, in the United States. As a result, it was recommended that the first model of collaboration, the Community Justice Mental Health Service Model, can be utilized in practice in Japan, and its applicability and challenges to collaborative practice in the community were clarified from the perspective of community welfare.

研究分野：社会福祉学

キーワード：精神障害 刑事司法 ソーシャルワーク 地域福祉 精神保健福祉サービス 地域連携 アメリカ 再犯防止推進計画

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

刑事司法システムの領域において、罪を犯した高齢者または障害者の社会復帰に関する問題が本格的に取り上げられるようになったのは、日本においてはここ 10 年ほどのことである。例えば矯正施設においては、疾病や障害により、自立した生活を営むことが困難な被収容者に対して、医療や福祉サービス等につなげ、出所後の地域生活に向けた援助を行うために、2004 年から精神保健福祉士が、2007 年からは社会福祉士が配置され、地域社会への復帰に向けた支援がなされてきている。一方こうした取り組みは、これまでは罪を犯した高齢者あるいは知的障害者が主たる対象となっており、精神障害者を対象とした社会復帰支援に関する研究は、2005 年に施行された医療観察法にかかわる領域を除いては、日本においてはあまりなされていない状況にある。

司法と社会福祉の領域における連携も徐々に広がり、2013 年からは検察段階においても、知的障害・精神障害あるいは高齢などにより何らかの福祉的支援を必要とする被疑者等に対して、社会復帰支援を通じて再犯防止につなげていく取り組みがなされている。さらに、判決前の段階においても、社会福祉専門職が弁護士とともに、福祉的あるいは医療的支援を必要とする被疑者を援助するために、更生支援計画を作成し、裁判においては専門家として証言する取り組みが、各地で展開されている。こうした司法と社会福祉の連携の広がりは、制度的には刑事司法システムの側からの視点に立った再犯防止への取り組みによって牽引されてきたが、今後のさらなる連携の深化のためには、刑事司法システムの各段階において、地域精神保健福祉の視点から、刑事司法システムに参与した精神障害者の社会復帰と回復を支えていく、地域連携の仕組みを検討して行く必要がある。

そうした中で、刑事司法システムに参与した精神障害者の社会復帰支援に関する研究は、従来は主に矯正・保護観察から社会復帰の段階における精神保健福祉サービスの利用と、個別の連携活動に関する研究、あるいは医療観察法に関連した研究が中心であった。また、司法精神医学の領域においても、医療観察法の対象となった精神障害者への治療の有効性や社会復帰に関する研究は深まっているものの、医療観察法制度の枠外の、矯正システムをはじめ、刑事司法システムの各段階に巻き込まれることとなった精神障害者を対象とした研究は、比較的限られたものとなっている。

2. 研究の目的

本研究は、刑事司法システムに巻き込まれた精神障害者に対して、刑事司法手続きの各段階において、地域に根ざした精神保健福祉サービスを有効に活用することにより、社会復帰支援を推進するための連携モデルの可能性を検討・提案することを目的とした。

そのために、刑事司法システムと地域精神保健福祉サービスとの連携において、先駆的な取り組みがなされている米国の二つの特徴的なモデル(地域司法精神保健福祉モデル、精神保健裁判所モデル)を調査対象とし、比較分析することにより、地域を基盤とした司法精神保健福祉サービスの連携モデル導入の可能性について提案を行うことを目指し、研究を進めた。

3. 研究の方法

第一の連携モデル(地域司法精神保健福祉モデル)については、米国の中でも歴史的に司法精神保健福祉サービスが各地域に広く展開されてきている北東部のコネティカット州を対象として、州精神保健福祉局その他関係機関の役割と、刑事司法システムに巻き込まれた精神障害者の社会復帰に向けた精神保健福祉サービスとの連携について、関係者からの聞き取り調査を行った。

第二の連携モデル(精神保健裁判所モデル)については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により米国における現地調査が叶わず、文献調査を中心として、関連国際学会へのオンライン参加と研究動向の調査を踏まえて、刑事司法関連部門間の協働と、治療・教育プログラムの内容、そして地域精神保健福祉サービスとの連携に焦点あてて分析を進めることとした。

4. 研究成果

(1) 地域司法精神保健福祉モデルと精神保健裁判所モデル

第一の地域司法精神保健福祉モデルについては、2019 年 3 月に米国コネティカット州精神保健福祉局において司法サービス部門のプログラム管理者らと面談し、刑事司法手続きの各段階において、刑事司法システムに参与した精神障害を抱える人に提供されている治療・教育プログラムの内容について情報提供を受けるとともに、地域における精神保健福祉サービスとの連携について聞き取りを行った。

同州精神保健局による司法サービスは、(1)地域司法サービスおよび(2)地域移行サービスの二つの部門で管理運営を分担しているが、そのプログラムの多くは地域のサービス提供機関が担い実行している。地域司法サービスは、警察段階から判決前までの段階において、矯正施設に収容する形ではなく、できる限り地域精神保健福祉の枠組みの中で、対象者の社会復帰を支えよ

うとするものである。地域のサービス提供機関と連携し、危機介入チーム、拘置所ダイバージョン/裁判所連携プログラム、女性拘置所ダイバージョン、代替薬物介入、判決前介入等のプログラムが提供されている。

コネティカット州では、検察段階および裁判段階におけるダイバージョンプログラムを 2000 年から州の全域で実施している。ダイバージョンプログラムの実施には、刑事司法のみならず医療・福祉・精神保健サービスとのシステムを越えた協働が重要になるが、この地域連携が行われてきたのは、州の刑事司法システムに関与する人の中には、精神障害や物質使用障害を抱える人が多く存在していることだけでなく、その対象者のニーズに裁判官や検察官も早くから気がついており、こうしたプログラムの開発と実行を支持してきたという背景がある。

もう一方の、地域移行サービスとは、刑が確定後、矯正施設に収容中から地域社会への移行段階において、地域の関係機関と連携して対象者の社会復帰を支えようとするものであり、刑事司法統合プログラム、リエントリー（社会復帰）プログラム、移行ケースマネジメント、条件付き釈放サービス等のプログラムが提供されている。これらのサービスやプログラムを中心として、調査対象としたコネティカット州においては、刑事司法システムの各段階において Sequential Intercept Model という概念枠組みをモデルとして活用することにより、州内の各地域に根ざした形で、刑事司法と精神保健福祉サービスとの地域連携が広く構築されている状況を確認することができた。

第二の地域連携モデル（精神保健裁判所モデル）については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により現地調査を実施できなかったが、文献研究に加えて、関連国際学会へのオンライン参加と研究動向の調査をもとに、刑事司法関連部門間の協働と、治療・教育プログラムの内容、そして地域精神保健福祉サービスとの連携に焦点あてて分析を進めることができた。その内容をもとに比較検討した結果、第一の連携モデルである地域司法精神保健福祉モデルが、日本における地域連携にも活用していくことが可能であると判断し、研究結果のとりまとめに努めた。

（2）比較検討の結果と成果の報告

これらの調査結果については、国内外の関連学会において報告を行った。コロナ禍で 2020 年より延伸されていた国際学会 International Conference on Practice Research が 2021 年 5 月に Web 開催され、刑事司法手続きの各段階における地域精神保健福祉サービスとの地域連携の課題について、研究結果をもとに発表を行った。また、本大会をきっかけとして国際的なソーシャルワークの実践研究グループが立ち上がり、これまで 5 回の研究会に参加し、意見交換と研究交流を進める機会を得た。

また、2021 年 10 月には専門職団体である東京社会福祉士会主催の刑事司法ソーシャルワーク研修会で、また同年 11 月にはソーシャルワーク研究会において、アメリカにおける地域連携の調査結果も踏まえた報告を行い、研究成果の普及に努めた。さらに 2021 年度は都内自治体による地域再犯防止推進計画策定に委員として加わり、地域共生社会の実現を目指す中で、刑事司法システムに関わることになった人に対する地域連携には、多岐にわたる課題があることを再度確認した。

2022 年 4 月には、米国の Academic & Health Policy Conference on Criminal Justice Health 第 15 回大会にオンライン参加し、刑事司法システム及び精神障害者を取り巻く日米間の歴史的、社会的、文化的背景等の違いを考慮した上で、研究成果の発表を行った。また、本研究で明らかになった課題を踏まえ、地方再犯防止推進計画の実行における地域連携の可能性について、日本更生保護学会第 11 回大会（2022 年 12 月）において報告を行った。

（3）まとめ

再犯防止推進計画における基本方針の一つには、「犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること」が掲げられている。これに対して多くの地方自治体においては、地方再犯防止推進計画の策定を進めるにあたり、地域共生社会の実現を目指していく中で、これまでの地域福祉、高齢福祉、障害福祉など各領域の行政計画とどのように関連づけ、整合性を保ちながら地域の実情に応じた計画としていくかが、課題となっている。

そして、保健医療・福祉サービスの利用の促進も重要な施策として掲げられていることから、地域包括ケアシステムを基盤として、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築していく中に、罪を犯した人をどのように包摂していくか、各地域での取り組みが始まろうとしている。その際には、刑事司法手続きの各段階（警察段階、検察段階、裁判段階、矯正段階、保護観察・社会復帰段階）において、対象となる精神障害を抱える人が必要な支援を途切れることなく受け、その社会復帰と回復を支えていくための、有効かつ実行可能な協働と連携の仕組みを、それぞれの地域の特性を捉えて検討していくことが求められている。

こうした背景のもと、本研究を通して刑事司法に関与した精神障害者の社会復帰を地域福祉の課題として捉え、地域精神保健福祉サービスと刑事司法システムの連携モデルの有効性と可能性を明らかにしていったことには、一定の意義があると考えられる。本研究から明らかになった刑事司法に関与した精神障害のある人に対する支援の課題を、地域包括ケアシステム、そして精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの中で、より広い地域を捉えた調査によって地域連携の方策をさらに精査していくことが、今後の研究上の課題である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 戸井 宏紀	4. 巻 16
2. 論文標題 Transinstitutionalizationの批判的分析 -刑事司法に巻き込まれた精神障害者の社会的ニーズと政府の役割-	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ライフデザイン学研究 = Journal of Human Life Design	6. 最初と最後の頁 197 ~ 211
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.34428/00012518	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 戸井 宏紀	4. 巻 136
2. 論文標題 アメリカにおける司法ソーシャルワークと出所者の社会復帰支援の動向	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 社会福祉研究	6. 最初と最後の頁 94 ~ 100
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 戸井 宏紀	4. 巻 15
2. 論文標題 パブリックディフェンダーシステムにおけるソーシャルワーク実践	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ライフデザイン学研究 = Journal of Human Life Design	6. 最初と最後の頁 167 ~ 181
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.34428/00011923	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 戸井 宏紀	4. 巻 10
2. 論文標題 アメリカの矯正精神医療システムにおけるソーシャルワーク実践	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 早稲田大学社会安全政策研究所紀要	6. 最初と最後の頁 123 ~ 136
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 戸井 宏紀	4. 巻 15
2. 論文標題 住みやすい地域にする仕組みとしての司法精神保健福祉サービスの検討 米国における地域連携モデルを例として	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 東洋大学社会福祉研究 = Studies on social welfare, Toyo University	6. 最初と最後の頁 12~16
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.34428/00013768	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 戸井 宏紀	4. 巻 15
2. 論文標題 再犯防止とウェルビーイング再考 リスクからつながりへ	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 福祉社会開発研究	6. 最初と最後の頁 57~65
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計14件(うち招待講演 0件/うち国際学会 5件)

1. 発表者名 戸井 宏紀
2. 発表標題 Promoting community-based social work for justice-involved people with mental illness in Japan
3. 学会等名 5th International Conference on Practice Research (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 戸井 宏紀
2. 発表標題 住みやすい地域にする仕組みとしての司法精神保健福祉サービスの検討 -米国における地域連携モデルを例として-
3. 学会等名 東洋大学社会福祉学会第15回大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 戸井 宏紀
2. 発表標題 司法精神保健福祉サービスに関する地域連携モデルの課題と可能性
3. 学会等名 第56回日本精神保健福祉士協会全国大会/第19回日本精神保健福祉士学会学術集会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 戸井 宏紀、藤原 正範、新名 雅樹、齋藤 知子
2. 発表標題 Advancing forensic social work for justice-involved people in Japan: The challenges and the next steps.
3. 学会等名 National Organization of Forensic Social Work 36th Annual Conference (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 戸井 宏紀
2. 発表標題 パブリックディフェンダーシステムにおけるソーシャルワーク - 米国における取り組みから司法福祉実践を展望する -
3. 学会等名 日本司法福祉学会第20回全国大会自由研究報告
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 戸井 宏紀
2. 発表標題 刑事被告人への入口支援 - 心理職と福祉職の協働連携に向けて - (企画者: 須藤明) 戸井 宏紀「米国におけるソーシャルワーカーの活動について」
3. 学会等名 日本司法福祉学会第20回全国大会分科会報告
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 戸井 宏紀
2. 発表標題 刑事司法と精神保健福祉サービスの地域連携構築に向けて
3. 学会等名 日本犯罪心理学会第57回大会自由報告
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 戸井 宏紀
2. 発表標題 社会福祉士養成課程における更生保護教育の課題と展開可能性について
3. 学会等名 日本更生保護学会第8回大会自由報告
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 戸井 宏紀
2. 発表標題 Professional values and conflict in mental health practices behind bars.
3. 学会等名 18th Annual International Association of Forensic Mental Health Services Conference (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 戸井 宏紀
2. 発表標題 矯正医療保健福祉サービスと大学の新たな連携モデル - アメリカにおける公立大学の使命と実践の課題 -
3. 学会等名 日本司法福祉学会第19回全国大会自由研究報告
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 戸井 宏紀
2. 発表標題 Examining professional roles behind bars when working with people with mental illness and/or substance use disorders.
3. 学会等名 19th World Congress of International Society for Biomedical Research on Alcoholism (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 戸井 宏紀
2. 発表標題 地域における包括的な社会復帰支援モデル構築の課題と可能性 - 米国カリフォルニア州における取り組みから -
3. 学会等名 日本更生保護学会第7回大会自由報告
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 戸井 宏紀
2. 発表標題 地方再犯防止推進計画から見た地域連携の課題と可能性
3. 学会等名 日本更生保護学会第11回大会自由報告
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 戸井 宏紀
2. 発表標題 Utilizing the Sequential Intercept Model to enhance criminal justice and mental health collaboration in Japan: A social work perspective.
3. 学会等名 15th Academic & Health Policy Conference on Correctional Health (国際学会)
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------